

文化・スポーツ大会出場祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種大会において、東北大会規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場した小・中学生の保護者及び指導者等に対し、祝金を支給することにより、文化・スポーツ活動の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 五戸町に住所を有する大会出場者の保護者

(2) 五戸町に所在する団体に所属する指導者（当該大会につき2名まで）

(支給対象の範囲)

第3条 祝金の支給対象となる大会は、別表1で定める東北大会又は全国大会であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 大会の出場にあたり、県大会以上の予選会、選考会等を経て出場するもの。ただし、大会主催者が認める選出方法（推薦・標準記録等）により予選会、選考会を免除された場合はこの限りでない。

(2) 出場者の順位等を競う大会であって、単なる出場者の交流を目的としたものではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると教育長が認める場合は支給対象とすることができる。

(支給額)

第4条 祝金として支給する額は、別表2のとおりとする。

2 同一の大会出場者に係る祝金は、大会が開催された同一年度において、東北大会及び全国大会につきそれぞれ1回を限度とする。

3 前項の場合において、同一年度分として支給する祝金の総額は、大会出場者1人当たり2万円を上限とする。

4 この要綱において、「現年度分」とは支給を決定する年度に開催された大会に係る祝金をいい、「前年度分」とはその前年度に開催された大会に係る祝金をいう。

5 現年度分と前年度分を同一年度内に支給する場合の支給総額は、大会出場者1人当たり4万円を上限とする。

6 市町村、県その他の団体から当該大会出場に関し補助等を受けている場合は、祝金を支給しない。

(申請)

第5条 支給対象となる大会に出場した者の保護者又は委任された者は、大会に出場した年度の翌年度5月末までに、文化・スポーツ大会出場祝金申請書(様式1)に次の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 地区(県・東北大会等)予選等の結果が証明できる資料(プログラム等)

(2) 支給対象となる大会の結果が証明できる資料(プログラム等)

(支給)

第6条 前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めるときは、祝金を支給する。

2 東北大会出場に係る祝金を支給した後、同一年度内に更に全国大会に出場した場合は、当該年度分の上限額の範囲内で差額を支給する。

(委任状)

第7条 支給対象者が他の者に大会出場祝金の申請又は受領を委任する場合は、委任状(様式2)を提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱の適用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月15日から施行し、令和8年6月1日から適用する。

(要領の廃止)

2 文化団体等大会出場祝金支給要領及びスポーツ大会出場祝金支給要領は廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

区分	対象大会
文化部門	国、県若しくはこれらに準ずる機関、公益財団法人、コンクール等又は教育長が認める東北大会及び全国大会
スポーツ部門	日本スポーツ協会（日本スポーツ協会加盟団体含む）が主催又は共催する東北大会及び全国大会、教育長が認める東北大会及び全国大会

別表 2（第 4 条関係）

出場大会	開催地域		支給額
東北大会	青森県外		1 人 10,000 円
	青森県内	三戸郡内、八戸市、十和田市、おいらせ町、三沢市、野辺地町、七戸町、東北町	1 人 3,000 円
		上記以外の青森県内	1 人 5,000 円
	大会の開催地に行くことなく出場したもの		1 人 3,000 円
全国大会	青森県外		1 人 20,000 円
	青森県内	三戸郡内、八戸市、十和田市、おいらせ町、三沢市、野辺地町、七戸町、東北町	1 人 6,000 円
		上記以外の青森県内	1 人 10,000 円
	大会の開催地に行くことなく出場したもの		1 人 6,000 円